

令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の拡大により悪化した地域経済の回復を図るため、各組合又は団体等が実施する販売促進の向上等に資する取組に対し、予算の範囲内で令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）交付するものとし、その交付については、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年4月1日規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、町内に事業所又は事務所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に定める生活衛生同業組合
- (4) 大鰐町商工会
- (5) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者5者以上で構成された団体
- (6) (1) から (5) までに掲げる団体及び中小企業者で構成された団体
- (7) その他町長が必要と認める団体

(補助対象事業及び実施回数)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。

）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一の補助対象者につき1回限りとする。

(1) 次に掲げるいずれかの販売促進事業であること。

(ア) 値引きクーポン券等の発行

(イ) 値引き商品等の販売

(ウ) スタンプラリーの実施

(エ) 抽選会の実施

(オ) その他販売促進につながるものとして町長が認める事業

(2) 2日以上にわたって行われる販売促進事業であること。

(3) 販売対象が特定の者に限定されない事業であること。

2 補助事業の実施に当たっては、景品を購入する経費、値引き等（以下「景品等購入費」という。）の額の総額は、補助金の額の10分の6以上に相当する額とする。

3 補助事業の実施回数は、一の補助対象者につき令和3年10月1日から令和4年2月28日までの間に実施する1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次の表に掲げるとおりとする。

景品等購入費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料（イベント等の開催に要するものに限る。）、賃金（補助対象者の人件費を除く。）、謝金、旅費（費用弁償に限る。）、振込手数料及びその他町長が必要と認める経費（食糧費及び備品購入費を除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は150万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。

）は、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の

書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規約等補助対象者の概要が確認できるもの
- (4) 企画書等販売促進事業の内容が確認できるもの
- (5) 参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により、補助金の交付を決定しないと決定したときは、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）によりその旨及び理由を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書を送付した日から起算して14日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

（1）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

（2）補助対象経費の総額30パーセントを超える額の増減が生じるとき。

（3）補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業変更（

中止・廃止）承認通知書（様式第7号）又は令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（販売促進事業に係る景品提供）

第10条 補助事業者が販売促進事業において景品の提供を行う場合は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に反しないこと。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第9条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和4年3月7日のいずれか早い日までに、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第11号）
- （2）収支決算書（様式第12号）
- （3）領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- （4）販売促進事業の実績が確認できるもの
- （5）参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの
- （6）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、町長が定める日までに、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金請求書（様式第14号）を町長へ提出しなければならない。

（交付の特例）

第15条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。ただし、概算払いを行う場合の交付額は、交付決定額の10分の9を上限とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和3年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金概算払請求書（様式第15号）を町長へ提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 町長は、第14条又は前条第2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の増額）

第17条 補助金交付決定後の増額は、いかなる理由でも認めないものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがで

きる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにする証拠書類を整理し、かつ、当該補助対象事業に係る補助金の会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。